

令和7年度 職員の男女の給与の額の差異

—女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）—

特定事業主名：熊本市（全部局）

令和8年7月22日公表

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.5 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.1 %
全職員	87.3 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
局長・部長相当職	97.8 %
課長相当職	97.8 %
課長補佐相当職	98.5 %
係長相当職	96.5 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.4 %
31～35年	95.6 %
26～30年	93.0 %
21～25年	92.2 %
16～20年	89.6 %
11～15年	91.3 %
6～10年	92.4 %
1～5年	92.0 %

【説明欄】

○令和7年度の情報公表から、本市の特定事業主（市長事務局、議会局、消防局、各行政委員会、各企業局）連名での公表としている。

○国からの出向者の勤続年数は、国家公務員としての勤続年数を通算している。

○任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち会計年度任用職員については、実態をより適切に説明できるよう、以下の方法で集計した。

- ・月額雇用の会計年度任用職員は、週当たり勤務時間に基づいて職員数を換算。
- ・日額又は時間額雇用の会計年度任用職員は、正確な給与の差異の比較が困難であるため除外。

○制度上、給与の取扱いに男女差は存在しない。ただし、以下の要因等によって給与支給額に差が生じている。

- ・【任期の定めのない常勤職員】扶養手当の受給者に占める男性の割合が大きい（86%）。
- ・【全職員】常勤職員（給与水準が比較的高い）は男性が占める割合が大きく（女性45%）、会計年度任用職員（給与水準が比較的低い）は女性が占める割合が大きい（女性74%）。